

院外処方せんにおける問い合わせ簡素化プロトコルに関する Q&A

- Q. 保険薬局から変更の報告をした後はカルテの当該箇所が修正されますか。
- Q. 問い合わせ後の変更内容がその後の処方せんに反映されないことが多く、問い合わせの際に同様の問い合わせが必要かどうか確認していました。プロトコル専用報告書に記載した内容は、次回以降の処方に反映されますか？反映されず同様の内容の場合も、改めて報告書の送信が必要ですか。
- A. プロトコルを適用し処方変更した場合は、その都度、報告をお願いいたします。簡素化プロトコル報告書に記載された変更内容は薬剤部から処方医に伝達します。(薬剤部によるカルテの修正は実施しません。)処方医が次回以降の処方に反映することが望ましいですが、非採用薬の印字等、電子カルテの都合上、処方への反映が困難な場合等があることをご了承ください。従来の疑義照会は、保険薬局と処方医間で次回以降の同様の変更は問い合わせ不要といった取り決めを個別に行っていることがありますが、プロトコルによる処方変更はその性質上個別の取り決めを行うことが困難です。
- Q. 問い合わせをせずに変更した際は、トレーシングレポートや FAX で報告は必要ですか？
- A. プロトコルを適用し処方変更した場合は、所定の様式「簡素化プロトコル報告書」を用いて FAX での報告をお願いします。
- Q. 問い合わせ不要項目①内、先発品同士の変更可可能において「但し、薬剤料が同じもしくは低くなる場合のみ」と設定しているのはなぜですか。
- A. 医療費抑制の観点から、銘柄指定された処方箋は薬剤料が同じもしくは低くなる場合のみ銘柄変更が可能といった従来の考え方に基づき設定しています。一方で、問い合わせ不要項目①の後発品から先発品への変更可可能に関しては、昨今の不安定な医薬品供給状況において、後発医薬品が入手できなかった場合の救済措置となるように設定しています。
- Q. 漢方の銘柄変更はプロトコルに該当しますか？
- A. 漢方製剤は製薬会社によって含有量等が異なる場合があるため、プロトコル適用範囲外です。

- Q. 医師より粉碎指示の患者で、簡易懸濁が可能な薬剤の場合は、患者の同意を得て疑義照会で提案しています。プロトコル開始後も、簡易懸濁は従来通り疑義照会対応ですか。
- A. 散剤→錠剤への変更はプロトコル範囲内ですが、処方医に簡易懸濁の指示等について確認する場合は疑義照会での対応をお願いします。
- Q. ボナロンの 56 日分を 8 日分へ変更可能とありましたが、ダイフェン週 3 回投与で 28 日処方を 12 日分へ変更する内容もプロトコル適応可能ですか？
- A. 問い合わせ不要項目⑨は、添付文書上の用法用量(週 1 回投与製剤等)から明らかに日数の適正化が望ましいケースを想定しています。ダイフェン週 3 回投与のケースは処方医の指示(週 3 回の部分)の誤りの可能性を除外しきれない点を考慮し、今回のプロトコル適用範囲外です。
- Q. モーラステープ L40mg 1 袋⇔モーラステープ 20mg 2 袋の変更は可能ですか。
- A. 問い合わせ不要項目③の適用となるか否かの質問として回答します。処方医の治療計画や処方意図(患部の大きさ、貼付継続期間等)から逸脱する可能性があるため、変更不可です。

2025 年 8 月 9 日 設定

2025 年 9 月 2 日 改訂

日本医科大学付属病院薬剤部作成